

桜井市公共建築物等における“地域材”利用推進方針

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第9条第1項に基づき、奈良県が定める「公共建築物における“奈良の木”利用推進方針」に即して、桜井市が所管する公共建築物における地域材の利用推進に関する基本的事項等を定めるものである。なお、本利用推進方針における地域材とは、奈良県内の森林から産出された原木を製材したものを指す。また、桜井市内の林業及び木材産業の振興を図る観点上、市内の森林から産出された原木を用いることが望ましい。

1 意義及び効果

(1) “地域材”利用推進の意義

公共建築物において地域材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化、雇用の確保の実現に繋がる。このため、桜井市は本方針に基づき、公共建築物への地域材利用を推進するものとする。

(2) “地域材”利用の効果

公共建築物において地域材を推進することにより、次の効果が期待される。

① 公共空間の高質化

木材は、安らぎ・温もりを与える、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的效果をもたらす等の効果のほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有している。木材を利用することにより、公共空間の高質化が図られる。

② 循環型社会形成への貢献

木材は、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、循環型社会の形成に貢献する。

③ 林業及び木材産業の振興への寄与

地域材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

④ 一般建築物における地域材利用の拡大

公共建築物は、広く市民一般の利用に供されることから、多くの市民に対して地域材と触れ合いその良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であり、住宅、事務所、店舗等の一般建築物への地域材の利用拡大に繋がる。

2 基本的考え方及び目標

(1) “地域材”利用の基本的考え方

① 公共建築物のあり方

公共建築物は、市民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

② 公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用にあたっては、構造強度、耐火性能や水分・シロアリ等に対する耐久性能の確保について十分に配慮する必要がある。このため、木材自体の不燃・難燃化、防腐処理等の耐久性向上、集成材等の木材関連技術の活用及び設計上の工夫に取り組む必要がある。

③ 公共建築物における地域材利用に向けて

市は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、公共空間の高質化など地域材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、可能な限りその利用の推進に取り組むものとする。

(2) “地域材”利用の目標

市は、(1)の基本的考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物における地域材利用の推進を図るものとする。

① 低層建築物における木造化の推進

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、改築及び増築（以下「新築等」という。）にあたっては、地域材を利用した木造化を推進する。

② 内装等の木質化の推進

公共建築物の新築等及び改修にあたっては、多くの市民が利用する部分や木質化がふさわしい部分について、地域材を利用した内装の木質化を推進する。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、地域材を利用した外装の木質化を推進する。

③ 奈良県地域認証材の利用の促進

市は、整備する公共建築物において、トレーサビリティ[※]確保・品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮するものとする。

※ 物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで、追跡が可能な状態のこと。この場合、木材の産出場所、生産者等の履歴を後から確認できる状態を指す。

(3) “地域材”の適切な供給の確保

市は、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保のため、木材生産・流通の合理化に取り組むものとする。このため市は、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化を推進し、地域材の安定供給・品質・性能の確保・向上、競争力のある価格の実現に努めるものとする。

3 一般建築物への“地域材”利用の促進

市は、一般建築物における地域材利用の促進のため、次の施策に取り組むものとする。

(1) 民間等の一般建築物における“地域材”利用の促進

市は、建築物を整備しようとする市民及び事業者等に対し、地域材利用の意義を広く周知すると共に積極的な利用を要請し、地域材の需要拡大のPRに努めるものとする。

(2) 市民に対する積極的なPR

市は公共建築物における地域材利用の推進の意義等について市民の理解が深められるよう、その取組み状況の積極的なPRに努めるものとする。

4 建築物以外への“地域材”利用の推進

市は、公共土木工事における工作物及び工事用資材、備品及び消耗品、木質バイオマスの活用など、建築物以外への地域材の積極的な利用に努めるものとする。

附則

- 1 この方針は、平成25年2月21日から運用する。
- 2 この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。